

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和7年10月27日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

記

議案第34号 農地法第3条の規定による許可について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第36号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

報告第29号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第31号 農地改良届出について

農業委員

出席者 14名

1番 山田 友樹	2番 井野 容次	3番 近藤 庄次	4番 近藤 輝彦
5番 加藤ふく子	6番 加藤 彰夫	7番 塚本 忠	8番 山本 坂一
9番 山田 正子	10番 杉本 常男	11番 神谷 友裕	12番 塚本 信子
13番 酒井 行教	14番 杉浦 俊広		

農地利用最適化推進委員

出席者 13名

1番 近藤 俊彦	2番 神谷 修二	3番 近藤 靖	4番 岡村 信幸
5番 戸田 一成	6番 杉浦 克己	7番 三浦 和博	8番 尾嶋 二郎
9番 杉浦 克敏	10番 清水 文高	11番 平野 正美	12番 高須 哲也
13番 稲垣 重雄			

午前10時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 12番 塚本 信子 13番 酒井 行教

議 事

議長 はじめに、議案第36号整理番号25及び26を上程します。

なお、本件は、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、井野容次委員は退席をお願いします。

(井野容次委員退席)

議長 それでは事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます。
4ページをお願いします。

議案第36号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号25]

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

使用貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

以下、6ページの【整理番号26】までの申し出がありました。
内容については、記載のとおりです。

説明は以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

杉浦克敏 元刈谷地区の賃料は昨年から 5,000 円に変更していませんか。

委員

事務局 確認しておきます。

議長 その他、異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第 36 号整理番号 25 及び 26 を原案通り決定します。

(井野容次委員着席)

議長 つぎに、議案第 36 号整理番号 65 を上程します。
なお、本件も農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、近藤庄次委員は退席をお願いします。

(近藤庄次委員退席)

議長 それでは事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます。

32 ページをお願いします。

議案第 36 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号 6 5]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和 7 年 12 月 1 日から令和 17 年 11 月 30 日まで

説明は以上です。

議 長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第 36 号整理番号 65 を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案第 36 号整理番号 65 を原案通り決定します。

(近藤庄次委員着席)

議 長 つぎに、議案第 36 号整理番号 67 を上程します。
なお、本件も農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、近藤輝彦委員は退席をお願いします。

(近藤輝彦委員退席)

議長 それでは事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます。

32ページをお願いします。

議案第36号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号67]

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

説明は以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第36号整理番号67を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第36号整理番号67を原案通り決定します。

(近藤輝彦委員着席)

議長 つぎに、議案第36号整理番号108から114までを上程します。
なお、本件も農業委員会等に関する法律第31条第1項により、私、
加藤彰夫は退席いたします。
退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広 それでは事務局に説明を求めます。
委員

事務局 それでは、説明させていただきます。
49ページをお願いします。
議案第36号
農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号108]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)



(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和7年12月1日から令和12年1月31日まで

以下、54ページの〔整理番号114〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

説明は以上です。

杉浦俊広 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
委 員 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第36号整理番号108から114までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第36号整理番号108から114までを原案のとおり決定します。
委 員

(加藤彰夫委員着席)

議 長 つぎに、議案第36号整理番号115から119までを上程します。
なお、本件も農業委員会等に関する法律第31条第1項により、山田友樹委員は退席をお願いします。

(山田友樹委員退席)

議 長 それでは事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます。

54ページをお願いします。

議案第36号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号115]

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

使用貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

●●●●

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和7年12月1日から令和18年11月30日まで

以下、66ページの〔整理番号119〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

説明は以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。

議案第36号整理番号115から119までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第36号整理番号115から119までを原案のとおり決定します。

(山田友樹委員着席)

議長 それでは、議案第34号から議案第36号及び報告第29号から報告第31号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます。

1ページをお願いします。

議案第34号

農地法第3条の規定による許可について

[受付番号9]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

経営規模拡大するために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は79aになります。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

[受付番号10]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

買収に伴う交換用地取得のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は 102a になります。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

[受付番号 1 1]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

買収に伴う交換用地取得のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は 41a になります。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

[受付番号 1 2]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

耕作地継承のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は 4 a になります。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

[受付番号 1 3]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は 5 5 2 a になります。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

[受付番号 1 4]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は 135a になります。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3 ページをお願いします。

議案第 35 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について

[受付番号 18]

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

● ● ● ●

(貸人)

● ● ● ●

(借人)

● ● ● ●

(転用事由)

砂利採取及び粘土採取

申請地は、北部生涯学習センターの南東約 200m のところに位置しています。農地区分は農用地区域内農地です。

申請人は、碧南市に本社を置き、主に砂利及び粘土採取業を営む法人

です。申請人は、本申請地周辺で良質な砂利及び粘土が採取できることが見込まれたことから、砂利及び粘土採取場として一時転用したく、本申請に及んだものです。

なお、砂利及び粘土採取後、埋め戻しに使用する土は良質土を使用し、農地復元計画書に基づき敷地全体を耕作可能な畑に復旧します。

また、砂利採取計画認可については知立建設事務所と、道路占用許可については土木管理課と、土砂等の採取及び埋立て等許可については農政課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

[受付番号 19]

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

● ● ● ●

(貸人)

● ● ● ●

(借人)

● ● ● ●

(転用事由)

駐車場

申請地は、刈谷大和幼稚園の南約 300m のところに位置しています。

農地区分は、街区に占める宅地の割合が 40% を超えている区域にある農地であるため、第 3 種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にてクリニックを運営しており、従業員や患者数の増加から令和 3 年に一時転用を行い、申請地を駐車場として利用していましたが、今後も引き続き駐車場の確保が必要となりました。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和 7 年 7 月 28 日付で、農用地利用計画の変更を完了しております。

4 ページをお願いします。

議案第 36 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 24〕

(所在及び面積)

● ● ● ●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日まで

以下、49 ページの〔整理番号 107〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

67 ページをお願いします。

報告第 29 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 77〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

(転用事由)

分譲住宅建築

以下、68ページ〔受付番号87〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

69ページをお願いします。

報告第30号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

[整理番号16]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(解約通知日)

令和7年9月9日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

売買のため

以下、110ページ〔整理番号137〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

111ページをお願いします。

報告第31号

農地改良届出について

[受付番号8]

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和7年9月22日から令和7年11月21日まで

以下、〔整理番号9〕までの届出がありました。

内容につきましては、記載のとおりです。

説明は以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

杉浦克敏 議案第36号整理番号24の件について、転作に協力してもらえない
委員 耕作者ですが、農地中間管理機構を介した貸借は認められるのですか。

事務局 申請自体は耕作能力があれば転作に応じないということで断れるもの
ではないため、制度上認めていくことになります。

議長 質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。

議案第34号から議案第36号及び報告第29号から報告第31号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしと認め、議案第34号から議案第36号及び報告第29号から報告第31号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前10時45分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会長 _____

12番 _____

13番 _____

本会議に参与した者

事務局長

近藤 浩

係長

酒井 武士

主事

加藤 立紀

主事

長谷川 明美